

# 随意契約理由書

(件名) 大野中区2号送水ポンプ分解整備工事

本件は大阪狭山市今熊七丁目 236 番地の1（受水池兼低区配水池）に設置している送水ポンプの分解整備を実施するものである。

本件対象である送水ポンプは製造業者独自の基準により設計・製作されていることから、分解整備、分解整備後の動作確認、試験及び調整を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本件を実施可能な者は本送水ポンプを製造した株式会社西島製作所大阪支店一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により株式会社西島製作所大阪支店と随意契約を行うものである。

## 比較見積もりの省略理由

本案件は、大阪広域水道企業団契約規程運用第13条及び同運用第13条関係第1項第1号) の規定により省略する。